

(2023/05/08～)

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の 支給対象が変更となります

中建国保では、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）により労務に服することができなかつた方に傷病手当金を支給してきました。

しかし、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけについて政府は季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に以降することとしており、それにより新型コロナにかかる傷病手当金としての支給は終了することとなりました。

中建国保が行う新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給対象を令和5年5月8日以降の感染（診断）分より、以下のとおり変更します。

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給は全て終了し、通常の傷病と同様に中建国保の「傷病手当金」制度によって支給します。

【対象となる方】 医師による診断を受け、労務不能と認められて休業した方

【必要な書類】 傷病手当金支給申請書

※「療養担当医師の意見及び証明欄」の証明が必要です。

申請にあたっては、健康保険・共済係までご連絡ください。